

兵庫県受動喫煙防止条例の概要

【目的】

- ・受動喫煙の回避と、健康で快適な生活を維持するための環境整備
- ・未成年者をたばこの煙から保護

【責務の生じる主体】

県民、保護者、県・市町、事業者・施設管理者

【規制内容】

- ① 保育所、幼稚園、小・中・高校等・・・敷地内・建物内すべて禁煙
- ② 病院・診療所、官公庁の庁舎等・・・建物内すべて禁煙
- ③ 大学、専修学校、薬局等・・・建物内の「公共的空間」の禁煙
- ④ 劇場、映画館、演劇場・・・建物内の「公共的空間」の禁煙（厳格な分煙、時間分煙）
- ⑤ フロントロビーの面積が 100 m²以下の宿泊施設のロビー、客室面積 100 m²以下の飲食店（喫茶店を含む）・理容店・美容所
・・・建物内の「公共的空間」の禁煙（厳格な分煙、時間分煙、喫煙可）
- ⑥ ①～⑤を除くすべての各種サービス業施設
・・・建物内の「公共的空間」の禁煙（厳格な分煙）

※施設の状況に応じ、禁煙・喫煙区域・分煙・時間分煙の表示が必要

【適用時期】

- ①～③の施設は平成 25 年 4 月 1 日より施行
- ④～⑥の施設は平成 26 年 4 月 1 日より施行

【罰則】

- ・受動喫煙の防止等に関する必要な措置
(施設整備および喫煙者への喫煙中止要請等) を行わない場合
 - 指導助言→勧告→公表→命令→必要に応じて罰則（30 万円以下の罰金）
- ・検査拒否や虚偽の報告も必要に応じ罰則（20 万円以下の罰金）
- ・施設利用者が受動喫煙防止区域において喫煙をやめない（2 万円以下の罰金）

神奈川県受動喫煙防止条例の概要

【目的】

- ・自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備
- ・未成年者を受動喫煙による健康への悪影響から保護

【責務の生じる主体】

県民、保護者、県、事業者・施設管理者

【規制内容】

- ① 第一種施設（病院、学校、官公庁、劇場等）・・・原則禁煙。ただし、喫煙所の設置は可能
- ② 第二種施設（飲食店、ホテル・旅館、カラオケボックス等）・・・禁煙又は分煙
- ③ 例外第二種施設（以下の施設）・・・禁煙又は分煙の努力義務
 1. 調理場を除く床面積が 100 m²以下の小規模飲食店および床面積 700 m²以下の宿泊施設
 2. ぱちんこ屋、マージャン屋等の風俗営業等の規制および業務の適正化に関する法律（風営法）の対象施設

※施設の状況に応じ、喫煙禁止区域・喫煙区域・未成年者の立ち入り禁止の表示が必要

【適用時期】

平成 22 年 4 月 1 日より施行

ただし、第 23 条（罰則）については平成 23 年 4 月 1 日より施行

【罰則】

- ・受動喫煙の防止等に関する必要な措置

(施設整備および喫煙者への喫煙中止要請等) を行わない場合

指導・助言→勧告→公表→命令→命令に従わない場合（5 万円以下の罰金）

- ・検査拒否や虚偽の報告も必要に応じ罰則（5 万円以下の罰金）

- ・施設利用者が受動喫煙防止区域において喫煙をした場合（2 万円以下の罰金）

奈良県内の専修学校・短期大学・大学の学校数および学生数

奈良県内の専修学校数

國立	0	
公立	5	
私立	学校法人立	8
	準学校法人立	20
	財団法人立	3
	社団法人立	3
	その他の法人立	2
	個人立	1
	計	42

奈良県内の専修学校の学生数

計	男性	848	國立	0
			公立	64
	女性	2,075	私立	784
			國立	0
			公立	427
			私立	1,648

奈良県内の短期大学数

國立	0
公立	0
私立	5
合計	5

奈良県内の短期大学の学生数

計	男性	142	國立	0
			公立	0
	女性	1558	私立	142
			國立	0
			公立	0
			私立	1558

奈良県内の大学数

國立	3
公立	2
私立	6
合計	11

奈良県内の大学の学生数

計	男性	11,335	國立	1,508
			公立	843
	女性	12,478	私立	8,984
			國立	3,770
			公立	1,062
			私立	7,646

出典：文部科学省 平成 25 年 学校基本調査